

新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案新旧対照条文

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号） 抄
 （附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金） 第十九条 （略）</p> <p>（新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法との適用関係の調整）</p> <p>第十九条の二 副作用救済給付又は感染救済給付は、第十六条第二項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、その者の医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による疾病、障害又は死亡が新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第 号）の施行の日以後に厚生労働大臣が行う同法第二条第三項に規定する新型コロナウイルスエンザ予防接種（以下この条において「新型コロナウイルスエンザ予防接種」という。）を受けたことによるものである場合及び当該疾病、障害又は死亡が同日前に厚生労働大臣が行った新型コロナウイルスエンザ予防接種を受けたことによるものであり、かつ、当該疾病、障害又は死亡について同法第三条第一項の規定の適用がある場合は、行わない。</p>	<p>附 則 （特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金） 第十九条 （略）</p>

（余裕金の運用に関する経過措置）
第二十条（略）

（余裕金の運用に関する経過措置）
第二十条（略）

(略)	
(略)	又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	
(略)	又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの